

# 11月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和7年11月26日（水） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計5人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育部】 垣見教育部長、若林教育部次長、牧野教育部次長、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、村上教育施設課長、引野教職員課長、宮崎文化財課長、西村学校教育課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告	
	教育長報告（1）	令和7年12月補正予算要求額について 非公開
	教育長報告（2）	市長専決処分の報告について
	2 議案	
	議案第22号	令和8年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について
	議案第23号	学校教育法施行細則の一部改正について
	議案第24号	奈良市指定文化財の指定について 非公開
	議案第25号	奈良市指定文化財の一部指定解除について 非公開
	議案第26号	奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について
	3 その他報告事項	
	その他報告事項（1）	奈良市立小・中学校におけるいじめ重大事態の調査終了について 非公開
	その他報告事項（2）	奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について 非公開

決定取り纏め事項	1 教育長報告 教育長報告（1）	令和7年12月補正予算要求額については、了承した。
	教育長報告（2）	市長専決処分の報告については、了承した。
	2 議案 議案第22号	令和8年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項については、原案どおり可決した。
	議案第23号	学校教育法施行細則の一部改正については、原案どおり可決した。
	議案第24号	奈良市指定文化財の指定については、原案どおり可決した。
	議案第25号	奈良市指定文化財の一部指定解除については、原案どおり可決した。
	議案第26号	奈良市立一条高等学校教員人事異動方針については、原案どおり可決した。
	3 その他報告事項 その他報告事項（1）	奈良市立小・中学校におけるいじめ重大事態の調査終了については、報告を受けた。
	その他報告事項（2）	奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。
	担当課	教育政策課

### 議事の内容

教育長	それでは皆さんおはようございます。11月定例教育委員会を始めさせていただきます。 まず、事務局より資料の説明願います。
事務局	本日の資料につきましては、既にお配りしているとおりでございます。なお、その他報告事項（1）、（2）の資料につきましては、会議終了後回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
教育長	本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。ただいまから11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と柳澤委員でお願いします。 次に会議録の確認を行います。10月定例教育委員会の会議録の署名委員は川村委員です。川村委員からは、11日の事前説明の場においてご署

名を既にいただいているので、ご報告申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告 2 件、議案 5 件、その他報告 2 件の計 9 件です。なお、先月使用承認した後援名義は 15 件でしたので、ご報告をいたします。

本日の案件のうち、教育長報告（1）並びに議案第 24 号及び議案第 25 号は、奈良市情報公開条例第 7 条第 5 号、その他報告事項（1）及び（2）は、奈良市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって、教育長報告（1）、議案第 24 号及び第 25 号並びにその他報告事項（1）及び（2）は、非公開といたします。

それでは、公開の案件から始めます。教育長報告（2）「市長専決処分の報告について」、教育施設課長より説明願います。

教育施設課長 資料をご覧ください。内容につきましては、先の 9 月定例教育委員会でご報告させていただきました、奈良市立若草中学校敷地内斜面からの倒木による事故に伴う損害賠償関連になります。9 月定例教育委員会では、倒木による車両の損傷における損害賠償の市長専決処分を報告させていただきましたが、今回は倒木による民間の電線及びヒューズの損傷による損害賠償の市長専決処分の報告になります。

令和 7 年 5 月 18 日の午前 7 時頃、奈良市川上町内において発生いたしました、奈良市立若草中学校敷地内斜面からの倒木により民間の電線及びヒューズが損傷した事故につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定によりまして、令和 7 年 10 月 14 日付けをもちまして市長専決処分を受けたことを、本日報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償の額につきましては、3 万 2,134 円でございます。  
報告は以上でございます。

教 育 長 この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

新 井 委 員 管理される緑地がそれなりにあることかと思います。事が起こってから対応するのはもちろんやることなんですが、予防という意味では、普段はどういった管理をされているんですか。

教育施設課長 もちろん地元の方から伐採等の要望も上がっておりまし、木々の状況も、枯れて倒木の恐れがある部分につきましても当然現場を見た上で、判断によっては業者に入っていただいて処置をする場合もございま

す。ただ、どうしても広い敷地でございますので、全てにおいて確実に確認しているかというと、なかなかそこまで見切れていない部分もございます。やはり、日頃の点検等、地元の要望や状況も含めて、引き続き対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

新井委員

分かりました。そうなると、教育委員会事務局としてまんべんなく見るのはなかなか難しく、周りの近隣の方がよく見られているかどうかで、こういうことが起こるかどうかが結構変わってくる可能性があるということですか。

教育施設課長

そうですね。なかなか全てにおいて 100% というのは難しいと思いますけども、当然のことながら、伸びてくると当然そういう危険性が出てきますので、そういった部分を定期的にチェックし、対応をさせていただきたいと考えております。

教育長

ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。

柳澤委員

関西電力から何か注意があるということではないんですか。関電が、配線等を含めて。

教育施設課長

そうですね。特に関電側からというのは、あくまで損傷にかかる部分だけになります。

柳澤委員

例えばですけど、関電の安全配慮義務です。元々、電線関係なく倒木が起きることも最近あちらこちらであると思うんですけど、文字どおり電線がかかることについて、市に対する注意喚起は、関電側からはないわけですか。

教育施設課長

例えば、所有者の方の木々が電線に接触する恐れがある等の場合については、関電サイドで所有者の方に承認をもらって伐採や剪定をさせていただいているということは聞いております。

柳澤委員

倒木は予想できないですからね。分かりました。

教育長

それでは、ほかにご意見がないようですので、教育長報告（2）「市長専決処分の報告について」は、了承いたします。

次に議案第 22 号「令和 8 年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

資料の 1 ページから 4 ページの令和 8 年度奈良市立中学校夜間学級生

徒募集要項及び春日中学校夜間学級生徒募集チラシをご覧ください。

奈良市立中学校夜間学級は、中学校の学齢を超えていいる者で、中学校を卒業していない者、又は様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業し、改めて中学校で学び直すことを希望する者で、特に向上心旺盛にして、中学校卒業を希望する者に対して、夜間に中学校教育を実施することを目的としております。夜間学級は奈良市立春日中学校内に設置されており、入学資格者につきましては、奈良市に住居し、かつ、中学校の学齢を超えていいる者。あるいは、奈良市に居住し、かつ、中学校を卒業していない者、又は入学を希望する既卒者でございます。また、夜間中学校が設置されております天理市、橿原市を除く奈良県内に居住しております、入学資格者に該当し、特に入学を希望するもので、当該市町村教育委員会教育長の承認のある者としております。

募集期間につきましては、令和8年1月5日から令和8年2月27日となっており、出願場所は春日中学校夜間学級となっております。生徒募集の周知につきましては、奈良しみんだより1月号に掲載するとともに、配布時期に合わせまして、奈良市ホームページ及び春日中学校のホームページに生徒募集要項を掲載いたします。また、生徒募集期間中には、市役所本庁舎中央棟及び北棟エレベーターに設置されておりますモニター広告を利用した広報を行うほか、ポスター掲示も行います。さらに、入学希望既卒者への周知といたしまして、市立中学校へ生徒募集チラシを配布いたします。生徒募集チラシにつきましては、昨年までは日本語、英語、中国語版での周知でございましたが、今年度より、ネパール語、ベトナム語を追加して周知してまいります。また、従来から入学希望者からのお問い合わせにつきましては、電話及びメールで相談等ができるように対応しております。

資料5ページは、夜間中学校の生徒状況でございます。10月1日現在の生徒数は43名、国籍別では中国籍の生徒が最多く、続いて日本、ネパール籍の生徒となっております。在籍年数につきましては、1年未満が17名と最も多く、続いて1年以上3年未満が14名となっております。また、年齢別では、20代、30代、40代が最も多く8名となっており、続いて50代の6名、その次に10代の5名となっております。資料の6ページにつきましては、夜間中学校の生徒推移となっております。

以上、説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教 育 長

それでは、この件につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

募集定員は定義されていないということですか。

教育総務課長

定員につきましては、定数は設けておりません。入学希望者を受け入

れる形を取っております。

柳澤委員 それで結構だと思います。ありがとうございました。

教育長 ほかにはいかがですか。

新井委員 こちらの議案としては特に申し上げることではなく、そのままでよいと思います。年に1回募集をするとお聞きしましたので、それで結構かと思います。

一方、国籍を見ると、どんどん外国籍の方が増えてくる状況かと思います。そうすると、年に1回の募集というよりは、恐らく来日してから何か夜間学級を知るきっかけがあって、この募集ではない時期に入られている方が多いのかと思います。そこにリーチしている方が実際に在籍していると思うんですけども、それ以外の方に対して今後どうするのか、そもそもどういうふうにご案内されているのか知りたいというのがまず第一点です。

教育総務課長 お答えいたします。周知方法につきましては、年1回の新年度用の募集はご説明したとおりですが、その後もホームページ等で掲載させていただいております。また、夜間学級の方につきましても、生徒会及び先生同士の部分で、それぞれいろいろな商業施設にチラシ等を置かせていただいており、活動も行っていただいておりますので、そういうところでの周知もさせていただいていると考えております。また、いろいろな方から、人から人へというご案内もありまして、今在籍されている方からお知り合いの方に周知という形も結構多くあると思っております。

新井委員 ありがとうございます。

あともう一件、生徒数が増えてくるとまた状況が変わるとは思うんですけども、去年見学したときは、クラスの中の人数はどうしても少なかったと思っています。学校としての役割を考えると多分本当は、同じ立場だったり違う立場だったりいろいろな人がいて、学校の中に社会が一つあるという機能が期待されるところです。夜の時間に、いつもの昼とは違うコミュニティーに入れることを期待して来られることを考えると、今のクラスの形成の仕方を見る限り、そこがあまり機能しているようには見えませんでした。

もちろん、科目の進捗状況で、それぞれ区切っているということはあると思いますが、それでも、全員が集まってやっている様子をなかなか想像できなかったところがあります。もし今後もそういう状況になるのでしたら、以前から何回かお伝えしているんですけども、移動のコストとかも考えて、あと、どうせ少人数になってしまふのなら、そもそも一番通いやすい状況にする方がよいと思います。

例えば、夜間中学校を設置するのは全然結構なんですけども、例えばそれがセンター的な役割として奈良市に1個あって、そのサテライトとして、既にある公民館とかコミュニティセンターとか、使えるいろいろな施設を上手く活用して、教室の機能は多分提供できると思ってます。それで夜間中学校に在籍されている先生はそこに行った方が、生徒側の満足度というか、学校に学びに行く継続性という意味では、うまく機能するのではないかと想像しています。

そういう前例がないか調べてみると、なかなか見つからなかったです。夜間中学校という形でサテライトをたくさん持つようなやり方はほとんど見当たらないんですけども、別の形で、自主夜間学校という名前の取組が福島県の郡山市であるのを見つけました。それは、学び直しをしたい有志が集まって公民館を会場に勉学をされていて、そこに教育委員会も協力をする形で、社会教育の面もあると思うんですけども、そういうことをされている例を確認しました。あと、岡山県の教育委員会でも、そのように公民館等を活用した夜間学び直し推進事業をされている様子がありますので、都市部に夜間中学校があると、集まりやすいのかと思います。

奈良市の京終のあの辺りは、僕からするとどうしても行きにくいと思います。以前から、十分交通の便が良いと答弁いただいているので、その辺は食い違う部分がありますが、市外からも来られている状況を見ていると、通学時間はそれなりに長いんじゃないかなと思いますので、もう少し分散機能があってもよいと今でも思っているところです。今後もいろいろ検討いただいたらと思います。

教 育 長

何かお答えできることはありますか。

教育総務課長

現在、夜間中学校で少人数で学習が行われているのは、先ほど委員も仰ってくださっていますように、習熟度に関して、やはり言葉的なものもありますし、その部分で、確かに個別対応されているところが実質多いとは思うのですが、学習によっては全員での授業体制を取られているものもございます。そういうところで、全員を対象とした授業も実施しているということは夜間学級から聞いております。

また、以前からおっしゃってくださっています、サテライト的な公民館等を活用する部分につきましても、教員の配置や、いろいろなところの体制も必要になってくると思っておりますので、以後引き続き他市の事例なども見ながら、また検討させていただければと思っております。

以上でございます。

教 育 部 長

追加にはなるんですけども、夜間学級についてはいろいろな学び直しということで、文科省も積極的に設置する方向で動いています。新井委員のおっしゃるように、自主的な夜間の学級というのは県内でも活動

されているところはあるんですが、私どもの示させていただいている中身といたしまして、春日中学校という学校があり、そこの夜間学級という形で設置しております。その加減もあり、校内に場所を作り職員を配置しているという成り立ちになっております。

もう一つは、昨年度もご指摘いただいたように、いろいろな学び方がありますので、その部分でのサポートの仕方もいろいろ考えられるかと思います。主たるところは夜間学級として春日中学校に設置しているものでございますので、派生する形でのサポートがどういう形ができるかというのは、検討させていただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

教 育 長 ほかにはいかがでしょうか。

川 村 委 員 私もこの議案に関しては、異議はございません。

今お話を伺いながら、やはり夜間学級は、春日中学校の中の一つの学級なんだということを認識しました。そういう点で踏まえた場合には、これは普通学級という言葉でいいのかどうか分からんんですけども、全日の普通学級の子たちとの交流というものはあるのかということをお伺いしたいです。今の若い子ども達は、コロナ禍も過ぎて、経験が乏しいと言われている世代です。そういう子たちが、経験豊富な夜間学級の生徒と交流することは、ある意味時代の流れとして求められている部分ではないかとも感じています。そう考えると、今後、普通学級と夜間学級の生徒とが、どうやっていろいろな体験をしていくことをお考えになっているか、教えていただきたいと思います。

教 育 長 中身は学校教育課でしょうか。実態をお願いします。

学校教育課長 今年度の状況の把握ではございませんけれども、生徒会活動などを通じて交流の機会を持たれたということは、以前、把握しております。ですので、今言っていただいたような視点で、学校の中の取組なども情報収集しながら取り組んでいきたいと思っております。

川 村 委 員 ありがとうございます。ぜひとも前向きにといいますか、できる形を進めていただきたいと思います。今は不登校という社会的な課題もありますし、夜間学級の生徒がそうやって様々な子どもたちと絡むことで、学校に行く楽しさを感じる。逆もありですよね。そういうものも期待しながら、今後お願いしていきたいと思います。

柳 澤 委 員 少しずれて申し訳ないんですけども、小学校や中学校で外国人の子どもたちが長期滞在で日本にいるというケースを想定したニーズは、今のところないのか。實際には数十名のそういう子どもたちがいて、就学指

導はどうされているのかということを、もし現状でそういうことがあるのであれば教えてほしいんですけど。つまり、外国人の子どもたちを対象にして日本にいる間どういうふうに教育をするのかということです。夜間中学校というスタイルでいくのか、どうすることになるのか。何か展望というか、考え方があれば聞きたいんですけど。

教 育 部 長

今柳澤委員のおっしゃっている部分で、少し細かくなるんですけれども、例えば海外で長期の休みの間に一時帰国される方もおられます。そういう場合は、学校との相談という形になりますが、体験という形で受け入れが可能です。ですが、例えば学級編成とか教科書の問題とか、いろいろなこともあります。

あと、先ほど資料でも出させていただいていましたが、今はネパール国籍の方などが多くなっています。これにつきましては、就労という形で半年や1年間のビザを取られていて、恐らく今多くなっているのは、ヘルパー等の資格取得のため、ご家族で来られている方です。そういう中で言いますと、ご両親とも外国籍の方で、一般的に私たちがさせていただいている取組の一つに日本語指導があります。通常学級におられる中で、日本語指導と、学校で使う必要最小限の会話が取れるコミュニケーションが取れるよう、週に1時間や2時間指導を行い、サポートさせていただいている。それ以外には、外国人の支援活動をされている民間のサークルに入ってコミュニティーを作られることもあります。

もちろん、言葉の壁がございますので、例えば端末や自動翻訳の機械を貸し出しさせていただき、学校で簡単なコミュニケーションについてはそれを使っていただくというサポートをしながら、学習支援をしています。それから、もともと自国で学習されていた内容にもよるんですけども、学習課程がそもそも違うことがあり、そういう場合は進度を合わせて一つ下の学年で対応することなどについては、保護者の方とご相談するという形になっております。

柳 澤 委 員

ありがとうございました。

教 育 長

ほかにはございませんか。

梅 田 委 員

この議案に対しては、異議ございません。

今、様々なご意見も出ておりましたけれども、在籍しておられる方々の状況の確認という意味でお聞きしたいことがございます。中学校の時に学びが十分にできなかったことを受けて、10代や20代の方が中心となるのかもしれませんけれども、学び直しということで在籍されている方は、今、どのぐらいの人数おられると把握されていますか。

教育総務課長

今、10月1日時点での学び直しの方が、全体で7名おられると把握し

ております。

梅田委員

ありがとうございます。以前に比べて少しずつ、その人数は増えてきていると捉えてよろしいでしょうか。そういうことですね。ありがとうございます。

様々な国籍や、保護者の就労状況を受けた上で多様な状況を持つ人に対しての学びを保障していくための場としても、夜間学級が選択肢の一つに入ることも考えられると思います。それと、中学校での学びをしっかりとともう一度学び直す意味での夜間学級の場の選択もあると思います。いずれにしましても、奈良市内においては、こういうときに多様という言葉を使うのが適切か分かりませんが、多様な背景を持つ子どもたちが、多様な学びの場を求めているということがいえるのではないかと思っております。是非夜間学級は、よりニーズに沿う形で中身を充実させるよう努めていただきたいと思いますし、もう一步俯瞰した形においては、様々な方々に対する学びの場を提供できるという視点からも、またいろいろな動きを持っていく必要性についても議論をしていただければありがたいと思っております。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

国では、夜間中学校を都道府県に1校設置を目指しており、ご意見のように、外国人の方も含めて多様なニーズに応えた教育の充実を図ることです。本市においては、春日中学校に1学級設置されております。教員の配置も県による定数配置です。一人1台のタブレット端末も配置されています。それと、今部長からも説明がありました、外国語を母語とする方への日本語指導員は、母語が英語圏等の方にはつかないのですが、市として特別に加配しています。

また、夜間学級は人間関係の構築や義務教育程度の学力を身につけていただくことが大切です。単に言語を習得することだけに終わらないように、それぞれ生活、経験に応じた支援を今後もしっかりしていきたいと思います。また、通いやすさ、利用しやすさについては、今後どうしていくのかということを含めて課題としていきたいと思っております。

それではこの件に関しましてご意見等ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に議案第23号「学校教育法施行細則の一部改正について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

行政のデジタル化を推進するため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年に制定されました。この法律は、住民の利便性向上、行政運営の効率化、持続可能な行政体制の構築のため、地方公共団体に対し、特定業務の情報システムを国が定めた標準化基準に適合させることを義務づけるものでございます。対象業務は、住民基本台帳、個人住民税、国民健康保険や、当課が担っております就学などの20業務となっております。

就学システム標準化に伴い、入学時及び転校時に発行する書類の様式を、国が定める標準様式へ統一するため、学校教育法施行細則の該当の様式を変更するものでございます。この変更により、資料2ページの新旧対照表、改正案のとおり、第3号様式のその1（新1年生用）につきましては、現行の就学通知書から入学通知書へ、その2（その他用）につきましては、就学通知書から転入学通知書と名称が変更となります。

また、今回の施行細則の一部改正に伴い、第5号様式、第8号様式、第11号様式、第12号様式には、押印欄や敬称、旧元号が記載されているため、その箇所についても削除し、様式を改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教 育 長

それではこのことに関しましてご意見、ご質問よろしくお願ひいたします。

柳 澤 委 員

元号が入っているのを削除ということですが、これは公務として、西暦表示と和暦表示では、西暦表示を優先しなさいという形で整えているのか。どういう判断をされているのかちょっと聞かせてください。

教育総務課長

特に西暦・和暦で定めているわけではありません。確かに、平成と書いてある部分を令和と変えさせていただくのも一つかと思うんですが、元号が変わる度に規則改正をする必要が生じますので、今回元号を削除させていただきました。

柳 澤 委 員

文科省の統一見解なんでしょうか。それとも奈良市のご見解なんでしょうか。

教育総務課長

こちらの細則の方は、奈良市の方で定めさせていただいているんですが、国の学校教育法に基づいて様式を定めています。学校教育法につきましては、和暦、西暦の規定はなかったと認識しております。

柳 澤 委 員

入試年度等については2025年度入試とかそういう表現を使って、外に出る教育委員会マターの一般向けの書類では、西暦表示なのか、和暦表示なのか。統一されているのか、されていないのか。課によって違うとよくないよう思いますか、教えてください。

教 育 長

実際一条高校の入試事務では、令和7年度等の表記になっていますね。西暦表示しているのもありますか。

特に規則で、和暦にしなさい、西暦にしなさいというようなルールはないけど、慣習的にそう使っているのかと思いますが。

柳 澤 委 員

議案の提出日にも令和と書いてあって、正式な委員会の中では、和暦表示をしています。それで法令の担当、コンプライアンスのところが気になっています。自由裁量でどちらでも構わぬこととするのか、奈良市としては併記するのか、そこはあった方がよいのではないかと思います。私の感覚では、少し長くなりますが、令和何年という表記の後に括弧書きで西暦を入れてしまいます。日本ですので、和暦の方が消えることに違和感があるというだけです。もう西暦表示で一本でいくというのであれば、それを決めていただいたらよいと思いますが、それぞれ別々に何も基本がないのは困るということです。

教育総務課長

今、本市全体で、市長部局におきましても教育委員会の各それぞれの様式におきましても、提出日云々含め、前に元号がなく、どちらでも対応できるような様式にさせていただいている。そういう意味で、今回も元号にこだわらなくするというところで、削除させていただいているんですが。

柳 澤 委 員

それで結構です。ただ、議会等で様々なご意見があったときにきちんとお答えできるようであれば。漢字を記入するというのも、一つの факторがありますからね、令和〇年と書くと。それなら2025と書いた方が、別に誘導しているように見えなくもないで。そこはちょっと理論武装してというのは変な用語ですけども、少しお考えいただいて、基本的には統一された方がよいと思うくらいのことです。

教 育 長

ご意見賜りましたので、少し検討や議論をしてみます。ありがとうございます。

新 井 委 員

おそらくデジタル化という意味で、デジタルデータで保存されるのは全部西暦だと思います。それで、こういう表示の部分で規則があるかないかというところで、この通知書が全部システムから出力するものなれば、多分統一はできるだろうと思いました。

西暦で書くよう指示しているところに和暦で書いて提出されると一旦突き返さないといけないとか、そうなっていると意地悪だと思うので、手入力で保護者とか生徒とかが提出するものだと、多分どちらでもよいとする方が柔軟かと思います。出力がカチッと決まるものだったら、どちらでも構わないと決めてしまえばよいのではないかと思いましたし、今後システムで何か発注するたびに、和暦と西暦どちらがよいか業者か

	<p>ら聞かれるたびに、どちらにするか毎回考えなくてよいようにという意味でも、きちんと決めておくと合理的かと思いました。</p> <p>何の議論かよく分からなくなりましたけども、デジタル化で効率化を図る観点でいうと、決めておいた方がよいと思います。</p>
教育総務課長	<p>ありがとうございます。今回提出させていただいている議案の、就学通知からそれぞれ入学通知書、転入学通知書の部分の様式につきましては、国が定めているものですので、そのまま対応させていただいているところでございます。</p>
教 育 長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>それではご意見がないようですので、議案第 23 号「学校教育法施行細則の一部改正について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって議案第 23 号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第 26 号「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について」、教職員課長よりお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>資料の 1 ページ、奈良市立一条高等学校教員人事異動方針をご覧ください。今回の異動方針につきましては、教育委員会事務局といたしましては、昨年度から方向性は変わらないと考え、変更せずそのままさせていただきたいと考えております。</p> <p>それでは異動方針の内容について説明させていただきます。基本方針について、1 点目は、一条高等学校の特色ある教育活動を推進するとともに、教員組織の充実と均衡を図るために適材適所の配置を行うこと。2 点目は、教員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るために、若手教員を中心に積極的な交流を図ること。3 点目は、生徒の指導の充実強化を目指し、教員の特性、経験を生かす異動に努めること。4 点目は効果的な中高一貫教育を行うため、附属中学校との兼務を含む中高の接続を念頭においた教員配置を行うこととなっております。</p> <p>続きまして、実施要領についてご説明いたします。(1) の任用・転任についてですが、県立高校等との派遣交流については、次の項目で詳しく述べております。転任として、一条高等学校と、教育委員会事務局との間の交流を挙げております。指導主事としての交流などというのが考えられるかと思っております。これに加えて継続して適材適所の配置を図ってまいります。</p> <p>次に、(2) の県立・国立・私立学校との派遣交流についてでござい</p>

ます。派遣交流は教員の資質向上及び教育研究の一層の充実を図ることを目的としております。県立学校だけでなく、国立、私立の学校も含めまして、幅広くよりよい教員人事交流のあり方を検討していくことを定めております。

なお、昨年度のご審議におきまして、海外や企業との人事交流について、今すぐ設置はできなくても可能性が見えていくように、人事異動方針の中に示してはどうかというご意見をいただいております。ただ、この企業等については、研修等、1年間通しての人事交流以外の形で力を借り、活用していきたいと考えているところでございます。

以上人事異動方針につきましてご審議の方、よろしくお願ひいたします。

教 育 長

それではこの件につきましてご意見ご質問ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

基本的にはお変えになっていないという話のように思いました。任用・転任の②のところで、学校と教育委員会事務局との交流の例示として、指導主事を挙げられましたけども、これは実際には一条高校の教員籍の人が教育委員会に来て、その後は、例えば教育委員会からまた誰かが戻るっていうサイクルが成立しているということなんですか。教育委員会に移られた人の後はどうするのかという単純な質問なんですけど。

教 職 員 課 長

今年はいない状態なんですけれども、何年か前、一条高等学校から指導主事で事務局の方に来ていただきまして、その人が一条高校に戻り、また新しい方が一条高校から来るということはさせていただいていました。ほかの方が行くというよりは、どちらかというと、一条から来て戻り、また新しい方が来るといった形になります。

柳 澤 委 員

聞きたかった趣旨はそのところもあるんですけど、実際には1人抜けたところに常勤講師を採用するという仕組みですか。パーマネントに採用することができるはずなので、お帰りになるというのは、もちろんそのとおりだと思うんです。そこは、そういう人事配置は、既に整理しているというか、できるということですね。一条高校の教員に欠員が生じるのではないかというだけなんですが。

教 職 員 課 長

その辺りの、抜けた部分を必ず常勤講師を入れているか、意識的に1人分を増やして入れているのかというのが、今確認できていないところです。予算上のところで言いますと、ある程度指導主事としての予算と、一条の定員としての予算は持っておりますが、意識的に数えているかどうかは、今手元に資料がなく申し訳ございません。

教 育 長

ほかにはいかがでしょうか。

梅 田 委 員

この方針につきましては、異議ございません。  
今お話に出ていました、（1）の学校と教育委員会事務局とは交流という形になり、そして（2）の県立・国立・私立学校等とは派遣交流という形になっていて、（2）の方は多分行き来があるという捉え方ができるのかなと思いながら見ておりました。でも、一条高等学校という異動機会のほとんどない職員組織から考えていきますと、教員一人の様々な経験から見ても、そのキャリアをしっかりと形成していく上で、様々な立場からの経験を積んでいくことは非常に大切なことかと思います。その経験、また、拠り所となるものを持って母体である一条高等学校にしっかりと戻ってきて、一条高等学校の中でより教育の充実や、教員組織のよりよい方向性を目指していくという、うまくそういう形へのつながりを持っていくことが何よりも必要であり、大切なことかと思っております。

職員定数との絡みもあって、教育委員会事務局との交流が、できる年度とできにくい年度というのがもしかすると出てくるのかもしれませんけれども、ぜひそういう動きを活性化して、事務局としても、よりよい形で様々な立場、経験を持った人が事務局内に入ってきたくなるようにし、そこからまた学校現場に戻る動きを活性化していってもらいたいと思っています。

教 育 長

ありがとうございます。

柳 澤 委 員

県立高校と一条高校の間の教員の相互の派遣交流ということですけど、何かネックがあるんですか。こちらから派遣したいという候補者がいないとならないんですけど、県教委に相談して、向こうからどなたか来ませんかという話は、具体的な事例として進んだことがあるんでしょうか。

教 職 員 課 長

県立高校との行き来ですね。今年度はできていない部分はあるんですけども、今までのところで言いますと、県立高校の方、県教委の方に打診して、うまくその教科や人材的にマッチする部分を探します。一方で奈良市としましても、中高一貫の学校等、どういった学校と交流したいかということもありますので、その辺りのマッチング次第で交流させていただくことはできます。

ただ一方で、採用試験がなかった時期ですと各教科の正規教員が十分にいない場合があります。そうなると、講師で交流するわけにいきませんので、そういう意味で、合う教科が少なくなる時期もあったことと理解しております。今、2年連続採用試験も実施していますので、交流も、もう少し活発化できるかと考えるところでございます。

教 育 長

よろしいでしょうか。県立高校との交流は今年度はないということ

すが、定期的に、2人程度出ている時もありますし、また、国立学校とも人事交流できるよう、来年度に向けて検討しているところです。

それではご意見がないようですので、議案第26号「奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決まして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって議案第26号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日の公開案件の審議が終了いたしました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

教育総務課長

教育長報告（1）「令和7年12月補正予算要求額について」、教育総務課長より概要説明。

本件については、了承した。

文化財課長

議案第24号「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長より概要説明。

各委員

<異議なし>

本件については、原案どおり可決した。

文化財課長

議案第25号「奈良市指定文化財の一部指定解除について」、文化財課長より概要説明。

各委員

<異議なし>

本件については、原案どおり可決した。

いじめ防止生徒指導課長

その他説明事項（1）「奈良市立小・中学校におけるいじめ重大事態の調査終了について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

本件については、報告を受けた。

いじめ防止生徒指導課長

その他説明事項（2）「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

本件については、報告を受けた。

教育長

これで本日の全ての案件が終了しました。このほか、連絡事項等ございませんでしょうか。

それでは、これで本日の会議を閉会といたします。